

議案第23号

幕別町税条例の一部を改正する条例

幕別町税条例の一部を改正する条例（昭和30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の幕別町税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。